

ストレスチェックのポイントを解説する講習会

～企業の取組むべきことを医療職の視点で解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会

常時使用する労働者が50人以上の事業場では、平成27年12月1日から毎年1回、ストレスチェックと面接指導を実施することが義務付けられました。

職場におけるストレス要因を評価し職場環境の改善につなげることでストレスの要因そのものを低減させるものであり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

労働者への説明・情報提供、医師・保健師等によるストレスチェックの実施、面接指導、集団分析等、平成28年11月30日までに実施しなければならないストレスチェックの手順を医療職の視点で解説いたします。

記

1 日時 平成28年6月2日（木）13:30～16:00（開場・受付は13:00～）

2 会場 産業安全会館 8階大会議室
港区芝5-35-1（裏面案内図参照）

3 講師 松島直子氏（株式会社アンサー取締役保健師）

4 内容 ① ストレスチェック制度創設の背景・経緯など
② ストレスチェック制度の実施手順
③ 人事担当者、保健・医療担当者が取組む事項のポイント
④ 非受検、面接拒否等の問題と対応策
⑤ 面接指導の実際
⑥ 集団分析と職場改善

5 受講料（テキスト、消費税含む） 会員 3,000円 それ以外の方 4,000円

6 定員 100名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から5月26日まで2週間ない場合は5月26日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝4-4-5

・振込人名の前に、講習会の月日を記入ください（例0602 OOカイシャ等）

- ③受講の取消：5月26日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問い合わせ先（一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会（三田、品川、大田、渋谷）及び新宿労働基準協会の共催で、幹事協会は三田労働基準協会です。